

1. 業務の目的

(仮称) みんなの公園は、「日常と非日常、町民の生活のあらゆるシーンに寄り添う場所」を基本理念とし、町の人々が集い憩う場所でありながら、多様な経験と出会いを促し町に関わるきっかけが生まれるような交流拠点整備の実現向け、平成 29 年度に (仮称) みんなの公園整備基本計画を策定した。

本業務では、基本計画を具体化するために、交流拠点としての機能を有する建築施設及び外構等が一体となり調和のとれた施設整備の提案を求め、基本・実施設計図の作成を目的とする。

2. 業務の内容

(1) (仮称) みんなの公園整備に係る基本設計及び実施設計業務の実施に際し、必要資料の収集を行い、平成 29 年度策定の基本計画を踏まえて本業務の位置付けや目的等を明確にするとともに (仮称) みんなの公園整備のために必要な建築及び外構等の基本設計・実施設計を行う。

また、建築設計においては、江北町と運営事業者との調整を行い、収益性を高める先進的な設計となるように努めることとする。

【建築基本設計】基本設計図の作成、透視図の作成、模型作成、予見の整理・検討、住民及び事業者との意見調整、調整事項の設計への反映

【建築実施設計】実施設計図の作成、設計見積業務、透視図作成、模型作成

【外構基本設計】基本設計図の作成、与条件の検討、諸施設の検討及び設定、特殊屋外家具の設計

【外構実施設計】実施設計図の作成、与条件の確認・調査、設計見積業務、特殊屋外家具の設計

(2) 関係法令上必要となる各種申請手続き

(仮称) みんなの公園整備に伴う法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせを行い、関係法令に基づく各種申請手続き業務を行うこととする。

【各種申請手続き】建築確認申請 等

(3) 運営事業者支援業務

本業務において、江北町及び運営事業者との協議により、施設規模とイメージを設定する事とし、設計者は江北町及び運営事業者から意見を抽出し円滑に取りまとめるための技術提案を行うこととする。

(4) 設計業務にかかる特記事項

(仮称) みんなの公園整備を契機として、自分の住む町へ「参加する」ということを町民自らが考えさまざまな形で実践していけるような交流拠点として、(仮称) みんなの公園と周辺施設との連携や、効果促進のためのソフト事業の検討を行う予定である。

3. 設計一般について

(1) メーカーリスト

メーカーの選定については、発注者及び受注者の協議により決定する。

(2) 材料、工法等

(ア) 材料等については、特に発注者の指示がない場合は受注者がこれを選定し、耐久性、経済性、メンテナンス性、省エネルギー対策等を考慮して、発注者の同意を得るものとする。なお、その場合は必要に応じて比較検討資料を作成すること。

(イ) 工法、仕様等でメーカーの協力が必要な資材を採用する場合は、事前に発注者と協議するものとする。

(3) 内訳書

様式及び書式については、発注者の指示によるものとする。

(4) 数量積算基準等

数量積算基準及び歩掛かりについては、「国土交通省大臣官房技術調査課 設計業務等標準積算基準書」（最新版）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部 官庁営繕関係統一基準」（最新版）他、町の監督員の指示によること。

4. 委託期間

契約日から平成30年10月31日までとする。

5. 成果品

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 江北町（仮称）みんなの公園建築関係の基本設計（A3） 2部
- (3) 江北町（仮称）みんなの公園建築関係の実施設計（A3） 2部
- (4) 江北町（仮称）みんなの公園外構関係の基本設計（A3） 2部
- (5) 江北町（仮称）みんなの公園外構関係の実施設計（A3） 2部
- (6) 積算業務資料（A4） 2部
- (7) イメージパース（A3） 2部
- (8) 電子データ（CD-R） 1式

6. 貸与品

本業務にあたって以下のものを貸与する。

- (1) 江北町第5次総合計画
- (2) 江北町（仮称）みんなの公園整備計画 報告書

7. 業務上の留意事項

- (1) 本業務によって得た全ての資料・情報は、江北町の下承を得ずに、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法律等を順守しなければならない。
- (3) 受注者は、常に中立性を保持するように努めなければならない。